資料０

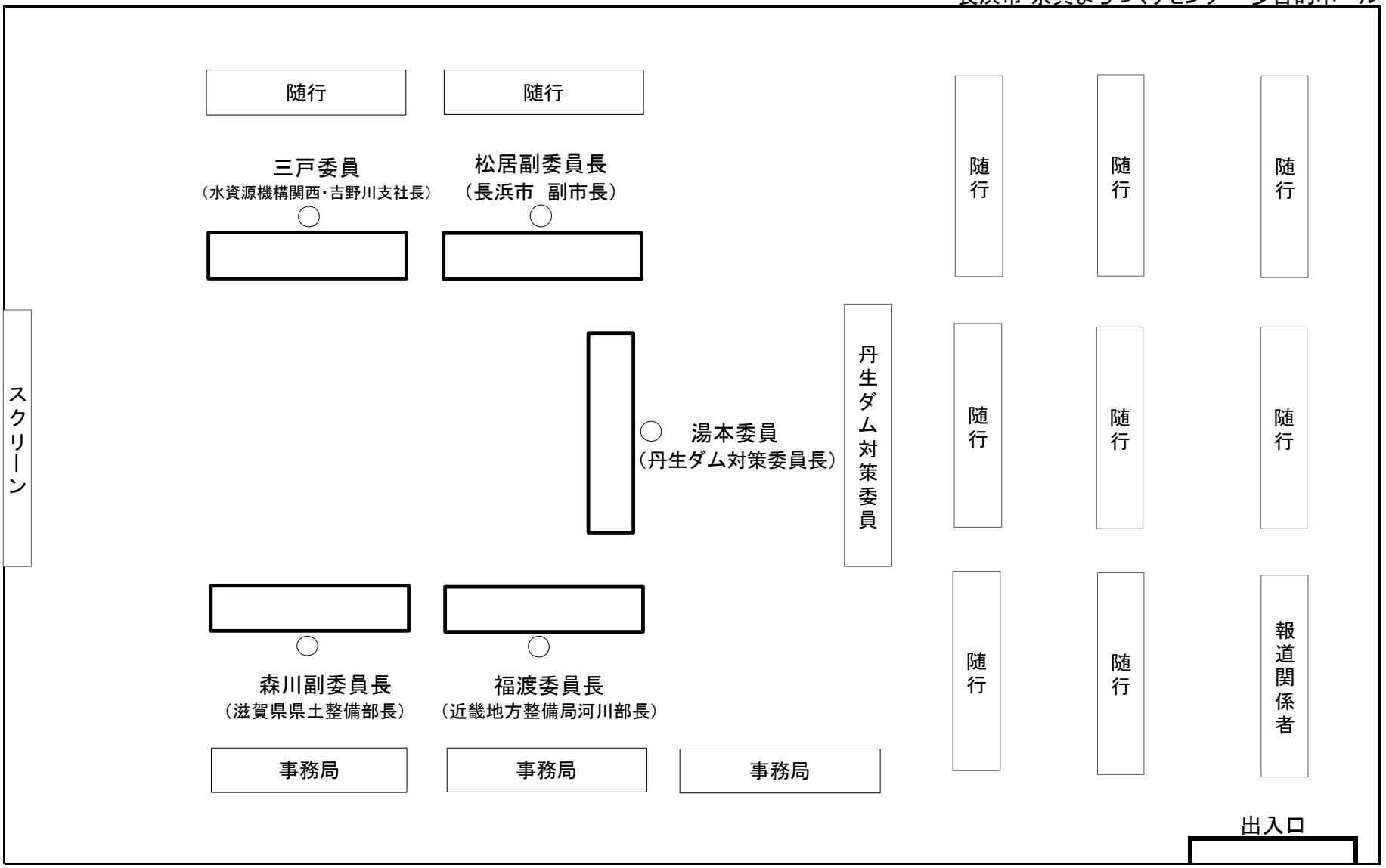
第22回丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

配付資料リスト

資　料	０	配付資料リスト・配席図・名簿・規約・前回会議報告
資　料	１	現地行程・ルート図
資 料	２－１	地域整備実施計画の進捗状況
資 料	２－２	地域整備実施計画に係る実施状況（水資源機構）
資 料	２－３	地域整備実施計画に係る実施状況（滋賀県）
資 料	２－４	地域整備実施計画に係る実施状況（整備局）
資 料	２－５	地域整備実施計画に係る実施状況（長浜市）
参考資料１		丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画（令和８年版）
参考資料２		地域整備実施計画に係る実施状況【参考資料】（滋賀県）
参考資料３		地域整備実施計画に係る実施状況【参考資料】（長浜市）
参考資料４		地域整備実施計画に係る実施状況【参考資料】（整備局）

第22回　丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会　配席図

令和8年11月13日（金）
長浜市 余呉まちづくりセンター 多目的ホール



丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

委　　員　　名　　簿（敬称略）

委員長	：近畿地方整備局河川部長	福渡（ふくわたり）　隆（たかし）
副委員長	：滋賀県県土整備部長	森川（もりかわ）　博邦（ひろくに）
副委員長	：長浜市副市長	松居（まつい）　雅人（まさと）
委員	：丹生ダム対策委員会委員長	湯本（ゆもと）　聡（さとし）
委員	：（独）水資源機構関西・吉野川支社長	三戸（みと）　雅文（まさふみ）

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会規約

（名称）

第１条　本会は丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

（１）整備可能な手法の協議、調整

（２）地域振興にかかる事業の実施計画の作成

（３）進ちょくの報告、確認

（４）その他

（組織）

第４条 協議会は、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政法人水資源機構の五者をもって組織し、その協議委員は別表に掲げる。

２　協議会は、必要と認める場合は、委員を追加することができる。

（委員長及び副委員長）

第５条 協議会には委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、近畿地方整備局河川部長の職にある者を充てる、副委員長は滋賀県県土整備部長の職、長浜市副市長の職にあるものを充てる。

３　副委員長は、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

２　協議会の委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理出席することができる。

３　協議会において必要と認められる場合には、関係人を会議に出席させることができる。

（情報公開）

第７条　協議会の公開方針は、別紙「情報公開方針」によるものとする。

（事務局）

第８条　協議会の事務局は、近畿地方整備局河川部及び滋賀県県土整備部に置く。

（その他）

第９条　　この規約に定めるもののほか、必要な事項は各委員の協議により定める。

附　則

この規約は平成28年10月27日から施行する。

この規約は令和8年4月1日に一部改訂する。

別表（第４条関係）

区　　分	職　　名
委員長	近畿地方整備局河川部長
副委員長	滋賀県県土整備部長
副委員長	長浜市副市長
委　員	丹生ダム対策委員会委員長
委　員	独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長

別紙

情報公開方針

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会の情報公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

（1）協議会開催の案内について

会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局のホームページに掲載する。

（2）会議資料について

会議資料は、原則公開とする。

ただし、非公開すべき資料については、協議会の中で決定する。

（3）傍聴について

会議は非公開を原則とし、一般の方の傍聴は認めない。

報道機関の撮影は審議に入るまでの頭取りとし、その後の傍聴は認めない。

附　則

この方針は平成28年10月27日から適用する。

この規約は令和8年4月1日に一部改訂する。

第２１回丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会会議報告

令和８年５月２８日

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会

本協議会において報告、確認した事項は以下のとおり。

○ 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画（令和７年版）」に基づく令和７年度の実施箇所の進ちょくの報告、確認がされ、令和８年度の整備内容についても確認された。

また、令和２年５月 ２５日に五者で合意した対応方針に基づき、ダムの目的に関する代替事業、ダム中止に伴う措置、並びに地域振興が、各機関の協力により進ちょくが図られていることが確認された。

○実施計画の現在の進ちょく状況を踏まえ、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画（令和８年版）」を作成した。

○引き続き、滋賀県、長浜市、水資源機構及び国による進ちょく管理を徹底し、早期・着実に地域振興に必要な事業が実施できるよう財源確保を含め、お互い協力して進めることが確認された。

以上